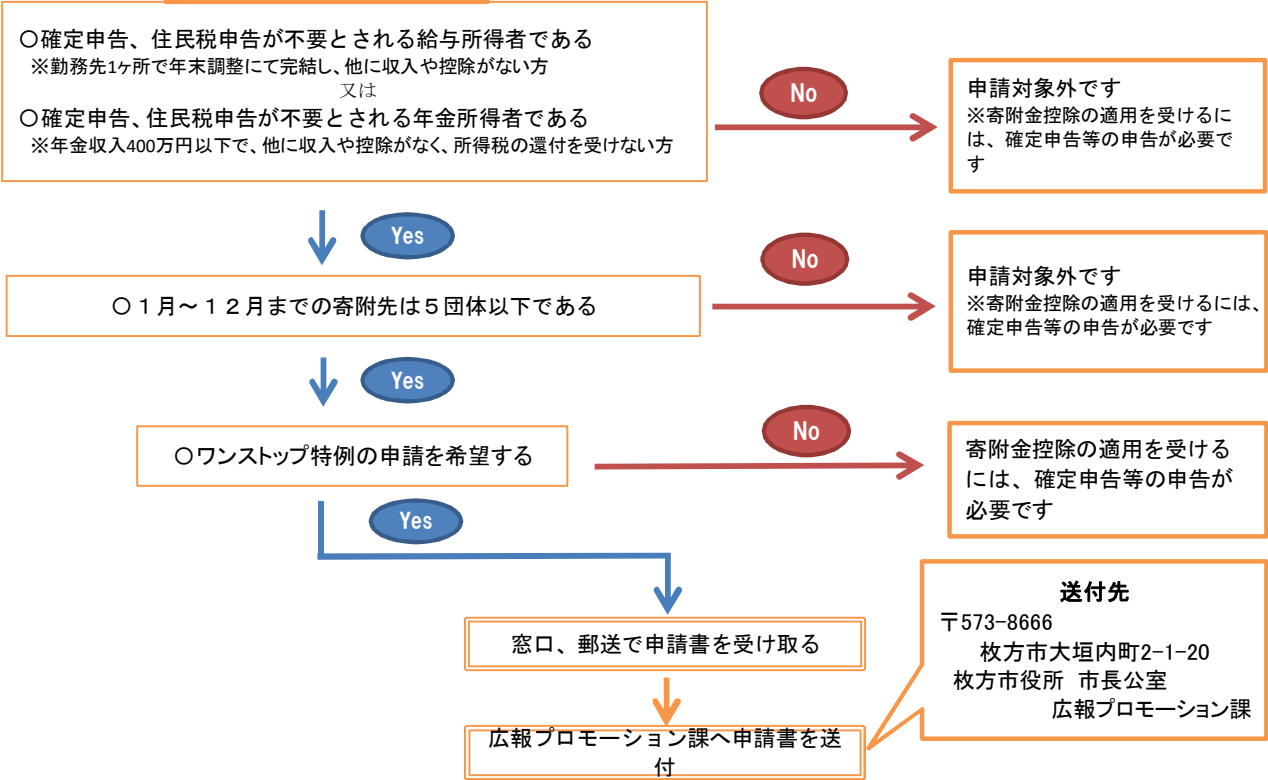


# ワンストップ特例フローチャート

※寄附者がワンストップ特例の適用を受けるには、「市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書」(以後「申請書」)の申請が必要ですので、申請の可否判定等、下記フローチャートを参考にご確認ください。

## 寄附者の申請要件の可否判定



	番号確認	本人確認	
<<提出物>> ① 寄附金税額控除に係る申告特例申請書 ② 個人番号確認書類 及び 本人確認書類 ・個人番号カードをお持ちの方 ... <b>Aの書類</b> ・個人番号カードをお持ちでない方 ... <b>BまたはCの書類</b>	個人番号カード(裏面)の写し	+ 個人番号カード(表面)の写し	A
	以下のいずれか <b>1種類</b> ・個人番号通知カード ・個人番号が記載された住民票 ・住民票記載事項証明書 等の写し	+ 顔写真付きの本人確認書類 <b>1種類</b> ・運転免許証 ・パスポート ・住民基本台帳カード 等の写し	B
		+ 顔写真なしの本人確認書類 <b>2種類</b> ・各種健康保険証 ・印鑑登録証明書 ・年金手帳 等の写し	C

寄附者に「市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例書受付書」が到着

※なお、寄附をされた翌年以降、確定申告、住民税申告が提出されている。又は寄附先が6団体以上ある場合等、ワンストップ特例が非該当と分かれば「市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例通知に対する非該当通知書」を送付しますので、改めて控除を適用されるには、確定申告等の税務申告にて必ず寄附金控除の手続きを行ってください。

※送付は申告期限後となる事もありますので非該当となる場合、申告はお早めに。

**<注意>** 「申請書」を提出される際は、寄附をされた翌年の**1月10日**までに必ず送付して下さい。また、「申請書」を提出後、翌年1月1日までの間に当該申請書の内容(電話番号を除く。)に変更があった場合は、**1月10日**までに「申告特例申請事項変更届出書」を提出してください。  
 ※変更届出書の様式は枚方市のホームページからダウンロードできます。

【 枚方市役所 市長公室 広報プロモーション課 】      ダイアルイン072-841-1258